

A 3 就業規則、並びに雇用契約書に労働者の同意なしに、配転（職務内容の変更や勤務地の変更）を命ずることができる旨の規定・記載があれば、従業員側においてこれを拒むことはできません。しかし、事前に配転の必要性をしっかりと本人伝えることが今後の仕事ぶりにも影響します。なお、配転と違って、併設する社会福祉法人に従業員を出向、転籍させる場合などには、原則としてその従業員の同意が必要となります。